

農業資材等物価高騰対策支援事業補助金

Q&A

主食用水稲とは

水稲のうち、加工用米・新規需要米・備蓄米を除いたものです。

畑作物とは

野菜・麦・いも・豆（大豆含む）・そば・花き・果樹などです。**※採種対象**

兼業農家でも申請は可能か

申請要件を満たせば、申請可能です。

補助金の使途に制限はあるのか

使途に指定はありません。営農継続の必要経費としてご活用ください。

令和4年と令和5年で作付面積が変更となっている場合は

農業販売金額を作付面積で割り返し、減収となっているか確認します。



Point

きのこ類、山菜は補助の対象か

特用林産物（きのこ、山菜、たけのこ、樹実類等）は対象外です。

添付書類はJAの支援システム帳票でも良いか

可能です。帳票A及びBの提出をお願いします。

「誓約・同意」の内容に承諾できない場合は

申請はできません。「誓約・同意」は必須となります。

水稲における農業販売金額の考え方は

米代金のほか、くず米、規格外等を含む販売金額です。

畑作物の減収確認は品目ごとに行うのか

畑作物の全品目を合算した販売金額にて判断します。

申請書の入手方法は

佐渡市ホームページで入手可能なほか、佐渡市役所農業政策課、各支所・行政サービスセンターにございます。

農業販売金額が減収になっていなかった場合は

申告前に補助金の交付を受けている場合は、返還となります。

経営耕地面積には、借地も含まれるか

利用権設定等により、正式に耕作権の権利設定をしている場合は借地も含み、耕作者の補助対象面積となります。

水稲と畑作物はそれぞれで申請が必要か

水稲と畑作物それぞれに、申請書類の提出が必要となります。



Point

令和5年分申告前に交付を受けた場合、後日、提出は必要か

農業販売金額が減収していることを確認する必要があるため、提出が必要となります。

なぜ、佐渡市農業再生協議会からの支援なのか

速やかな審査・支払となるよう、佐渡市農業再生協議会からの支援としました。